

# ホームページ・バナー広告 募集案内

## 1. 広告の種類及び広告料金

### (1) バナー広告

期間	料金 (円)	大きさ (ピクセル)	容量 (kb)	広告枠数
1ヶ月	5,000円	150×31面積4,681	6未満	6

○ 広告枠は1種類のみとなります。表示位置は、トップページに表示し、最大1/5ローテーションで表示されます。広告枠が全て埋まっていない場合、それぞれの表示頻度は高くなります。トップフレームに表示されますが、トップページから他へ移動すると表示されません。なお、場所の指定 およびアニメの使用はできません。

## 2. 広告制作費について

- (1) 広告料金には制作費は含まれておりません。広告制作は別途料金で承ります。サイトをお持ちでない場合は簡単な紹介ページを制作して掲載いたします。
- (2) 広告主様でバナーをお持ちの方は必要ございません。

## 3. 申し込み方法について 広告の受付・掲載・料金支払等について

- (1) 申し込み  
別紙申込書に必要事項をご記入、捺印のうえご送付ください。
- (2) 入稿  
広告主様でご用意いただく場合：E-mail (添付ファイル)、またはCD-R等のメディアで、入稿してください。ダウンロードの場合は、掲載サイトのURLをご指定ください。
- (3) 広告掲載開始と終了  
バナー広告は原則として1か月の単位の契約期間とします。  
広告枠の空き状況をご確認頂いた上で、ご希望の日から掲載を開始することができます。
- (4) 入稿締切  
掲載開始日の1ヶ月前。なお、お客様のご都合で入稿が遅れた場合、掲載開始が遅れる場合がございますので予めご了承ください。
- (5) 空き広告枠のご確認  
広告は受付先着順です。空き広告枠は絶えず変動していますので、お申し込み前に必ずお問い合わせください。
- (6) 支払  
掲載期間分の広告料金を、一括してお支払いください。  
(掲載開始日から原則10日前までに)
- (7) 広告掲載基準  
以下に該当すると当協会が判断した広告は掲載出来ませんので、予めご了承ください。  
◎法律、条例、条約に違反、もしくはその恐れのある広告、◎猥褻性が高く、露出頻度の高い写真、イラスト等が入った広告、◎宗教信仰による勢力拡大、布教活動目的の広告、◎活動のPR目的の広告、◎医療、医療品、化粧品において、効能、効果等を、厚生労働省が承認する範囲を逸脱する広告、◎その他、当協会が不適切と判断した広告
- (8) お客様によるキャンセル  
広告掲載をキャンセルされる場合には、文書またはメールでご連絡ください。当該月の掲載料は返還できません。ただし複数月の掲載料を納付されている場合は翌月以降の月に係る掲載料を返還します。

4. 申 込 先 640-8262 和歌山市湊通丁北1-2-1  
公益社団法人和歌山県体育協会事務局 洞  
E-mail:waka-taikyo02@wakayama-taikyo.or.jp  
TEL. 073-431-3982/1080 FAX. 073-433-4408

5. 銀行振込先 紀陽銀行 県庁支店  
普通預金 No.175838  
こうえきしやだんほうじんわかやまけんたいいくきょうかい  
公益社団法人和歌山県体育協会  
じむきょくちよう さかもと かつのり  
事務局長 坂本 勝則